

(記入例)

印

捨印として押印。
認印で結構です。
実印の必要はありません。

訴訟委任状

私は、別紙弁護士を以て訴訟代理人と定め下記事項を委任する

1 裁判所 広島地方裁判所
相手方 四国電力株式会社
事件名 伊方原発運転差止等請求事件
上記訴訟行為に関する一切の件、その他関連の件

2 民事訴訟法第55条第2項に記載の件

3 代理供託並びに供託金の還付利息取戻申請受領一切の件

4 担保取消の同意、抗告権放棄をする件

5

日付は空けてお
いてください。

平成 年 月 日

住民票の住所を
県からご記入く
ださい。

住 所 広島県広島市西区中広町2丁目21-22-203

氏 名 応援 団太郎

印

戸籍上のお名前を
ご記入ください。

押印ください。認印で
結構です。実印の必要
はありません。

訴訟委任状作成の仕方について

1. 訴訟委任状は原告としての権利の行使をすべて代理人に委任することを明らかにする文書です。極めて重要な文書ですが作成の仕方そのものは簡単です。（記入例）を参考にしながら作成、ご提出ください。
2. 捨印。委任状の最上段の「印」と記入してあるところに押印ください。実印である必要は全くありません。通常お使いになっている認印で結構です。
3. 委任事項。委任事項の「5」が空欄になっています。これは委任事項に追加が生じた時のために空欄にしてあります。
4. 日付。空けておいてください。提訴時に代理人弁護士が記入します。
5. 住所。住民票の住所を記入してください。**ただし学生の人や単身赴任の方などで、しばらく生活の本拠が住民票の住所と異なる場合があります。その場合は生活の本拠を置いている現住所をご記入ください。**伊方原発からどのくらい離れたところに住んでいるかを判断する場合に重要になることがあります。
6. 氏名。お名前は戸籍上の氏名をご記入ください。
7. 氏名印。氏名のあとの「印」と記入してあるところに押印ください。実印である必要は全くありません。通常お使いになっている認印で結構です。
8. よくある質問。
 - ① 実印を使用しませんので、印鑑登録を準備する必要はありません。
 - ② 戸籍抄本や住民登録票などを準備する必要はありません。
 - ③ 運転免許証のコピーなど本人確認文書の準備は必要ありません。
 - ④ 未成年者（20歳以下）の方でも原告になることができます。その場合は訴訟委任状に法定代理人（親権者）の記入が必要です。詳しくは原告団事務局までお問い合わせください。

ありがとうございました。

伊方原発広島裁判原告団